

青 色 情 報

青報 3003
事 務 局
☎351-4159

I. 「消費税軽減税率制度」説明会開催のお知らせ

平成 31 年 10 月 1 日から、消費税率が 10%に引き上げになると同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率の対象品目は、①酒類・外食を除く飲食料品 ②週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）などです。また、課税事業者の方で、飲食料品の取扱い(売上げ)が無い場合や、免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要な場合がありますので、ぜひこの機会にご参加ください。

開催日	時 間	会 場	講 師
10 月 19 日(金曜日)	午前 10 時～11 時 午後 2 時～3 時	四日市税務署 2 階大会議室	四日市税務署 個人課税第 1 部門 記帳指導担当 上席国税調査官 松永 様

II. 平成 30 年度 所得税の主な改正事項 (前号のつづき)

本年度から適用される税制改正について、重要な事項をまとめました。尚、詳細は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】内、税について調べるーパンフレット手引き等でご確認下さい。

1 個人所得課税の見直し

(1) 所得金額調整控除 (措法 41 の 3 の 3) 等の創設

- ① その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢 23 歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 100 分の 10 相当額を、給与所得の金額から控除することとされました（措法 41 の 3 の 3 ①⑤）。
- ② その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10 万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10 万円を限度）の合計額から 10 万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除することとされました（措法 41 の 3 の 3 ②⑤）。
- ③ 上記①の所得金額調整控除は、年末調整において適用できることとされました（措法 41 の 3 の 4 ①）。
- ④ 公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、上記②の所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除することとされました（措法 41 の 3 の 3 ⑥）。

(2) 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例 (措法 28 の 2) の適用期限が平成 32 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました (措法 28 の 2 ①)。

平成 29 年度の改正事項のうち、平成 30 年分の所得税から適用される主なもの

1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

(1) 配偶者控除（所法 83）

配偶者控除の控除額について、居住者の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとされ、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされています（所法 83①）。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円

(2) 配偶者特別控除（所法 83 の 2）

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下（改正前：38 万円超 76 万円未満）とし、その控除額は、配偶者の合計所得金額及び居住者の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています（所法 83 の 2①②）。

		居住者の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者の 合計 所得 金額	38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
	85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書等の整備（所法 194 等）

上記(1)及び(2)の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について、その記載事項の見直しを行う等の所要の措置が講じられています（所法 2、79、85、185～187、190、194～195 の 2、198、203 の 3、203 の 5、別表第 2～別表第 4）。

平成 28 年度の改正事項のうち、平成 30 年分の所得税から適用される主なもの

確定申告書に関する書類の提出等（所令 262）等について、確定申告書等に添付すべき生命保険料控除、地震保険料控除及び寄附金控除に関する証明書の範囲に、電磁的記録印刷書面が加えられています（所令 262①②、319、措規 19 の 10 の 3、19 の 10 の 4、19 の 10 の 5①）。